

総合資源エネルギー調査会電気事業分科会

第4回 制度改革評価小委員会

平成17年12月12日(月)

【片山電力市場整備課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第4回制度改革評価小委員会を開催させていただきます。

本日は皆様、ご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回の小委員会では、安定供給・環境保全の観点からの評価につきまして、委員の皆様方にご審議をいただきました。本日は冒頭、原子力部会の議論をご紹介させていただき、その後、欧米の制度改革とその効果・評価について、ご審議をいただきたいと思っております。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、資料1として「議事次第」、資料2「委員名簿」、資料3「電力自由化と原子力発電」、資料4「欧米の制度改革とその効果及び評価」、資料5「今後のスケジュールについて(案)」、資料6「第2回の議事録」というふうになっております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、ここからの議事進行は金本委員長にお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

【金本委員長】 それでは早速、議事を始めさせていただきます。

まず最初に、本小委員会の役割とも関連がございます電気事業分科会の原子力部会の議論などについて、ご紹介をいただくということをお願いしたいと思います。

それでは、柳瀬原子力政策課長からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【柳瀬原子力政策課長】 原子力政策課長の柳瀬でございます。

先般、原子力政策大綱、昔は原子力長期計画と呼んでおりましたけども、5年に一度、原子力の基本方針を原子力委員会で議論しておりまして、先般、原子力政策大綱という形で閣議決定をいたしました。そのポイントは2030年以降、現在の動いている原子力発電所のリプレースというか寿命が来て、置き換えていくわけですが、その2030年以降も原子力について、今の総発電電力量の3割ないし4割という現状の水準か、それ以上を目指すべきであるというふうな方向が示されたわけでございます。

それで、原子力部会というのが総合資源エネルギー調査会にございまして、それを4年

ぶりに再開をして、そういう大きく政府で決めた方針を具体的にどうやって実現をするかということ、これから詰めていきましょうと、こういうことになってございます。

その中でも技術開発とか国際問題とか多々ありますけども、こういった電力が自由化時代に、継続的な原子力への投資が進むだろうかというのが、大きな論点の1つになってございます。で、原子力部会では今後、年明けからこの議論を本格化させていくことになってございます。

それに先立ちまして、私どものほうで、電力各社さんの企画の責任者の方、原子力の責任者の方、それから会社のトップ、社長さん方々、それぞれ9社、ずっとお話を伺ってまいりまして、それを整理をしたのがこの資料3「電力自由化と原子力発電」ということになってございます。

簡単にエッセンスだけ申し上げると、今、立地地点が見えている新規建設地点については、かなり目鼻が立っている地点が多うございます。ただ、その先の2030年以降に出てくるリプレース、これは先になりますけども、その後、本当に投資がきちっとできるかどうかというのについては、各社、相当不透明な部分もあるし、9社で大きな開きがあるというふうな印象を受けてございます。それは財務体質の厚さ、それから受容の大きさ、連系線の太さとか、そういったことによって、各社いろいろ課題が違うなという印象を受けてございます。

そういうことですので、事務局のほうで、9社の話でこれということではございませんけれども、一応整理したということでお聞きいただければと思います。

それでは、資料3を開けていただきまして、まず、原子力発電の経済性を各社さん、どういうふうに見ておられるかということになってございますが、やはり固定費は大きいんですけども、燃料費は小さいということで、特に最近の化石燃料の価格が急激に上がってきているということもございまして、発電原価ベースではやはり本当に各社ごと数字違いますけども、かなり他の電源に比べての優位性がはっきり出てきたかなというのが最近の感じでございます。ただ、建設単価ベースではやはり、まだまだLNGとかに比べれば、高いということになってございます。

それから、この原子力発電の軽水炉という技術をずっとこの数十年使ってきてございますが、軽水炉という技術のはっきりしてきた結論は、大型化すればするほど極端にスケールメリットが働く技術であるということが確立をして、確信を持たれているわけでございます。そういう意味では、一基建てるのに基本的に100万kWを超える大型の電源が

やっぱり安くつくということで、巨額の投資負担、1基3,000億ないし4,000億が必要になるということでございます。

それから、資本費の負担が重いものですから、運転開始後、採算が取れるまでにかなり時間がかかるということでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、今度はリスクでございますけども、やはり原子力発電のリスクで大きいメリットでございますけども、燃料の価格変動リスク、あるいはCO₂の将来の規制強化リスクに対して、圧倒的に優位があるということでございます。ただ、規制部分につきましては、化石燃料でも燃料費の変動について、燃料費調整制度を持っておりますので、この部分のリスクは需要家に転嫁できるというふうになってございますので、化石燃料の火力発電の場合でも、燃料費の一部はハイリスクが需要家に転嫁をされておるということでございます。

それから、発電規模が原発の場合、大きいために、計画外停止をしたときにバックアップを持っておかないといけないわけで、それが特に発電規模の小さい電力会社で、他電力との連系線が弱いところについては、このバックアップ電源を相当規模持たなきゃいけないという問題があるわけでございます。

それから、想定外の地震が起きたとか、あるいは自治体の予想外の反応とか、ああいうことだって、運転停止リスクというのが原子力発電の場合、強く経営者のほうに意識をされているわけでございます。

それから、バックエンドにつきまして、超長期的な課題が多くて、他の電源に比べて、不透明な部分が多いというのも特徴でございます。

それから、原子力発電、立地の意思決定してから実際に運転開始するまで、もともと長いんですけども、傾向的に見ると昔よりもさらに10年近くその期間が延びて、今では20年以上、実際の運転開始までかかるということで、二十数年前に決めたときの需要見通しとかから狂うリスクが大変大きいわけでございます。

1枚、めくっていただきまして、今、電力会社の経営の方から見ると、自由化が原子力に与えるインパクトと需要の伸びが構造的に低迷しておることが、原子力発電に与えるインパクトがシンクロナイズして出てくるものですから、それを抜きに語れないということで、需要の伸びの低迷が原子力発電に与えるインパクトを整理してございます。

お話伺ってまして、整理すると2つあるのかなというふうに思っていて、1つは昔、原発立地を決めたときから、思ったより需要がはるかに下ぶれをしたということで、

計画していた新規原発の建設を延期をしていくという、予想が下にずれたというインパクトと、もう一つは、2つ目ですけども、その予想のずれではなくて、そもそも将来の需要の伸びが小さいと予想されると。これは省エネなり人口減少でございますけども、そうすると、一部の大きな電力会社を除きまして、大型の原子力発電所の発電規模に比べて、各社ごとの需要の増分は相対的に小さすぎて、間尺が合わないという問題があるわけでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページに今度は、電力自由化が原子力発電建設に与えるインパクトということでございまして、やはり、投資家の見る目が非常に厳しくなって、前から厳しいので、さらにそれが厳しくなって、それが前の規制時代みたいに、コストの回収が保証される、あるいは需要が必ず保証されるというのが無くなっているものですから、リスクが大きい大規模の大規模投資の電源投資には慎重にならざるを得なくなっているということがございます。

それから、現時点、それほど大きなインパクトが出ていない会社であっても、将来、20年後ということになると、需要が想定外にすんと抜けるというリスクが高まると。

それから、電力間競争が入ったために、各社間で共同開発や広域運用をして、全体でその需要を集めて、マネージしようよということをしようにしても、昔に比べると電力間競争があるので、小異を捨てて大同につくというのが、なかなか、せちがらい世の中では難しくなるということがございます。

1枚めくっていただきまして、以上のようなことを整理して、電力需要低迷と電力自由化というのが、両方一緒に来る時代における原子力発電建設の課題ということでございます。1つ目は投資リスクが大きいということで、CO₂とか相当大きなメリットがあるわけですけども、過小投資になりがちな構造になっていると。

で、2つ目のところは、各社ごとの需要増分では大型の原発の発展規模に間尺が合わない。それから、9社ごとに見ますと、立地地点をいっぱい有する会社と需要面で原子力発電を大量に必要とする会社が必ずしも一致していないということで、会社ごとに相当ずれがあると。じゃあ、そこで共同開発・広域運用ということでも電力間競争を中心とした自由化の中で、なかなか共同開発というのも昔に比べると難しくなっているというのが実感のようでございます。

3つ目に、やはり電力会社さんの財務の厚みによっては1基4,000億とかいう投資はかなり財務面、会計面での初期段階の負担がかなり大きいようだ。

最後のところは、小規模な電力会社では計画外停止の対応がかなり難しいと。

1枚めくっていただきまして、それじゃあ、その共同開発・広域運用、あるいは電力会社の枠を超えたバックアップということを考えて、制度的に仮に手当てをできたとしても、物理的に連系線あるいは周波数変換装置の容量には、もちろん制約があるわけですので、そこが将来的には物理的な制約要因となるおそれがあるということですので。

日本の場合、負荷追従運転をまだ導入してございませんので、仮に将来、どこかの電力会社さんで電源消費比率が6割、7割となっていくときに、お正月とかゴールデンウィークで電気の需要が大きく割り込むときに、そのベースロードの原発が、対応が大変難しくなるという問題もございます。

それから、最後のところに原子力発電、やはりエネルギーセキュリティ、あるいはCO₂問題といったところでかなり大きなメリットがあるわけですが、こうした外部経済性がマーケットで評価されるというメカニズムが必ずしも十分じゃないという問題もございます。

このような課題の整理をいたしまして、これを踏まえて、じゃあ、どうしていくのかということ原子力部会でも小委員会をつくることにいたしまして、年明けから具体策について検討を始めようというのが今の状態でございます。

以上でございます。

【金本委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの柳瀬課長のご説明についてご質問等ございましたら、お願いをいたします。ご質問ある場合には、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

皆様、ご存じのことかなとは思いますが、特にございませんでしょうか。いいですか。じゃあ、どうも柳瀬課長、ありがとうございました。

今後はどうするかというのは、この小委員会でもその絡みのことは検討いたしますし、原子力部会でも検討されるということでございます。よろしく、どうもありがとうございました。

それでは次に、資料4「欧米の制度改革とその効果及び評価」について、事務局のほうからご説明をいただきます。欧州編と米国編というのが2つございまして、欧州について片山電力市場整備課長、続いて、米国について岩野電力流通対策室長からご説明をいただきます。それでは、よろしくお願いたします。

【片山電力市場整備課長】 それでは、お手元の資料4をごらんいただければと思いま

す。1枚めくっていただきまして、大きく と が欧州でございます。 がアメリカでございまして、 に両方のまとめみたいなものを書いてあるということでございます。

それでは、まず欧州のほうからご説明をさせていただきますが、ここに書いてございませぬのは、基本的には要するに、欧州自体が自らの制度改革について、どういうふうに評価をしているのかということをもとめたという資料の位置づけになっております。そういうことを前提にお聞きいただければということで、何でこんな項目を評価して、こう言えるんだというふうに私を問い詰められても、ヨーロッパがこういう評価をしておりますという、一応、資料の構成になっているということでございます。

それでは、まず、ヨーロッパの電気事業制度改革は大きくどういうふうに進んで、最近、どういう環境変化等があって、今、どういう方向を向いているのかという全体像を、まず初めにご説明したいと思います。

4ページをごらんいただければと思います。もう皆様、ご案内だと思いますけれども、一番左の四角でございますが、1990年代初頭からイギリス、あるいは北欧で、いわゆる電力の自由化というものが動き始めまして、それが96年の一番初めのEUの電力指令ということで、統一の電力市場の形成を施策目標として、EU加盟国の電気事業制度というものを調和していこうという動きが始まったということでございます。

このときには、系統アクセスの改善、あるいは99年から部分自由化をやろうということで始まったわけでございます。それが2003年の電力指令で、2007年7月だったと思いますが、7月までに家庭部分まで含めた小売の全面自由化、それから送配電部門の法的分離といったようなものを実施するということが決められたわけでございます。

最近の環境変化というふうに真ん中に書いてございますけれども、じゃあ、この2003年のEU指令が今、どの程度実施されているのかということでございます。もともと、これは2004年の7月までに国内法を制定しろということになっていたわけでございますが、多くの国でこの期限が遵守をされずに、2004年後半から2005年、今年にかけて、ばたばたと国内法ができていますわけでございますけれども、現時点で、まだ4カ国が完全に実施ができていないといったような状況かと思えます。

それと、この一連の自由化の中で、ヨーロッパでも安定供給への懸念という、安定供給が懸念されるような出来事というのが起こってきている。ご案内のように、カリフォルニアの電力危機というものが、さらに2003年の夏にはイギリス、イタリア、北欧といったようなところでも大規模な停電が起きたということでございます。それから、より

直近の話としては、昨年あたりから、電力価格というのが非常にヨーロッパで高騰し始めているといったような状況がございます。

こういった状況に対して、EUレベルでこういった政策対応が行われているのかというのが一番、右側でございます。1つは、これはEU委員会のエネルギー運輸総局で行われている調査でございますけれども、統一市場形成に関する進捗状況調査というものが今年着手をされまして、先月11月15日にその暫定報告書といったようなものが公表をされております。

その詳細、EU委員会として、この今のヨーロッパの電気事業制度改革はどういう状況にあるのかというのは、次にまとめて評価、この暫定報告書の内容をご報告したいと思います。状況調査につきましては、来年末までに各国ごとの実施状況の評価を含めた最終報告書がとりまとめられる予定になっているということでございます。

それから、真ん中に書いてございますのは、これも安定供給等への懸念を受けまして、供給セキュリティ及びインフラ建設に関する指令というものが準備をされております。2003年12月に一番初めの案が公表されまして、その後、加盟国等々との間のやりとりを経て、これ、どこまで正確かわかりませんが、恐らく年内にはこの指令案が採択されるのじゃないかというふうに言われております。で、仮に採択されますと、2007年の12月には発効予定と聞いております。

それから、最近の電力価格の高騰というものを受けまして、電力・ガス部門の競争状況調査、これは欧州委員会の競争総局がやり始めた調査でございます。これにつきましても、先月11月15日に暫定報告書というものが公表されております。これも、後ほど中身をかいつまんでご説明をいたしますが、最終報告書が来年の末までにはパブコメ等々を経て、作成される予定ということでございます。

一言で言いますと、自由化したマーケットの中で価格が上昇するというのは、ある程度、市場メカニズムを反映したもので当然でございますけれども、それが変な市場支配力の行使によって価格が上昇していたとすれば、それは排除すべきであるという観点から、競争状況の調査というものが行われているということでございます。

それでは1枚、次のページ、5ページ目でございますが、これは新しい2003年のEU指令の詳細でございます。皆様ご案内のことだと思いますので、説明は割愛をさせていただきます。

次のページ、6ページ目でございます。先ほど電力価格が上がっていると申し上げまし

た。その具体的なデータをここでお示しをしております。

もちろん、電力価格というものは何と何をどういうふうに比べるのかというのが、なかなか難しい価格指標でございます。我々、ここに載せさせていただきましたのは、欧州電事連が作成しているといいますが、恐らくこれは欧州電事連からある調査会社に委託をして、つくったデータだと思うんですけども、これを彼らが使っているので、ここで採用させていただいているというものでございます。

見ていただきますと、左側が産業用、右側が家庭用ということで、名目ベースで見ますと、ほぼ10年前の水準にもう一度戻ってしまった。家庭用につきましても、ほぼ横ばいで、10年前とあまり変わっていないという数字になっております。もちろん、これ、実質で見ますと、産業用、家庭用それぞれ10年前と比べて15%ほど下がっているというデータになっております。

最近ヨーロッパでは、値段の議論をするときというのは、専らこの実質ベースで議論をされていて、実質で見ると、下がっているというふうによく言われるような、そういう使い方がされております。

それで、次、7ページでございますが、この価格上昇に対して、どういう受けとめになっているのかということでございます。この右側のグラフの上のほうが燃料価格の推移ということで、最近いろいろな一次エネルギーの価格が急上昇をしていると。で、下のほうが、これはライブチヒにあるEXの先渡し価格の推移でございますけれども、先へ行けば行くほど一本調子で最近、取引所で値段が上がっているということでございます。

こういうことから、左側の四角の中でございますが、最近の小売価格の上昇というのは、原油価格といった一次エネルギー価格というものが、卸売価格の上昇を経由をして反映されているもので、まさしく市場原理が健全に働いているということなんだと。これは、需要家もこれを受け入れているのだという言い方になっております。

こういう中で、規制当局の役割というのはこういう価格上昇が市場支配力の行使に由来をするものでないということを、常に監視することなんだというのが欧州の規制当局等々の受けとめになっているということでございます。

次の8ページでございますが、とはいえ、これだけ急激に価格が上昇いたしますと、実は需要家の不満というのはやはり相当たまっているわけございまして、こういったことを受けて、EU委員会の競争総局が今年の6月から10月にかけて、競争評価というものを実施をしているということでございます。

これは主な市場の参加者、発電事業者、小売事業者等々、さらには取引所のようなところにも、こういうクエッションエアが行ったということでございまして、何か千数百項目にわたる膨大な調査を行ったといったようなことを聞いております。

それで、11月に、先ほど申しましたように暫定報告書というものが公表されているわけですが、ここでは以下の点が問題点だといった指摘がなされております。1つが市場集中度で、発電市場における集中度が高く、これが市場価格に影響しているんじゃないかと。もう一つが垂直統合で、ここでは発電と小売の垂直統合、あるいは非常に長期の相対契約と、さらにネットワーク部門の不十分なアンバンドリングというものが、市場の非流動性をもたらしているということでございます。

さらに各国ごとでこういう状況がある中で、市場統合が欠如をしているんだということでございます。国際連系線の建設へのインセンティブの付与、あるいは連系線容量の配分メカニズムの構築、こういった問題点についてTSO、送電ネットワーク事業者間での検討というのが重要なんじゃないかという指摘がなされております。

それから、もう一つは透明性の欠如ということで、卸電力市場における透明性が欠如しているんじゃないかと。規制機関というのがもっと情報公開をやらなきゃいけないんじゃないかという指摘がなされております。

ですから、価格問題ということで、これは価格水準自体の問題というよりは、さっき言った透明性の欠如といったようなものから、卸電力市場でつく価格に対して、あまり信頼が置かれていないんじゃないかという問題。さらに規制分野と自由化分野が共存しているということが、価格形成に歪みをもたらしているんじゃないかという指摘がなされております。

これが暫定報告書でございまして、今後、パブコメ等を経て最終報告を目指す。必要であれば、競争に関する法的措置等、議論、あるいは提案していく方針だというふうに、ここではとりあえず書かれているということでございます。

これが、その後のいろいろな意見集約の中で、どういう結論になるのかというのは今後、見てみなければわからない。とりあえず、暫定的な報告書だということでございます。

次に、最近の供給信頼度確保に向けた取組ということでございますが、ここに、9ページ目に書いてあるのは過去にどういう大規模な停電が2003年に起きたのかということで、もう皆様ご案内のことでございますので、飛ばさせていただきます。

10ページ目でございますが、じゃあヨーロッパの今、供給余力といったようなものが

どうなっているかということでございます。ここに挙げさせていただいておりますのは、ヨーロッパ全体ではございません。UCTE、欧州大陸の23カ国をカバーしている機関でございますけれども、そこが出している長期の予測というものを載せさせていただいております。

左側にグラフがございますけれども、夏ピーク、冬ピーク、それぞれにつきまして、この赤の線、真ん中の線というものが供給安定上、必要な供給余力というラインでございます。それで、上の黒い線、これがこのUCTEに参加している各TSOが出してきた予測を足し上げたもの、楽観ケースというふうに、ここでは呼ばれておりますけれども、そのラインでございます。それから、ブルーというのが非常に確実に新規の投資が行われるであろうというもののみを厳選して足して行って、それで今後、閉鎖あるいは廃棄される発電所というのを、発電能力というものを落としていったラインでございます。保守的シナリオということで描かれております。結論的には今後3年間は安定供給には問題がなろうと。

しかしながら、ここで見ますと、2012年以降というのは、この保守的シナリオによれば、供給安定が確保されない可能性がある。今後、安定供給維持のためには、30GW、ですから、3,000万kWだと思いますが、この追加的な発電投資が必要になるといったような報告書が出ているということでございます。

それから、次の11ページでございますが、今度は、これは国際連系線というものの現在の混雑というのがどういうふうになっているのかという、同じくUCTEが出しているレポートでございます。これで見させていただきますと、黒のところ、あるいは赤のところというのが非常に混んでいるところでございます。イタリアに行く連系線、あるいは西欧から東欧に行く連系線、それからベルギーとかオランダとか、こういうベネルクス地域に行く連系線というところで、混雑が多く起きている状況にあるということでございます。国内でも混雑が起きているところあるわけでございますけれども、国内の場合にはあまり制約になるケースはまれだという評価のようになっているようでございます。

それで、以上が現状ということでございますが、こういったこと、状況を背景に12ページでございますけれども、ヨーロッパでどういう取組が行われているのかという大きな流れでございます。

先ほど、申し上げましたUCTEでの取組というのが、一番左側に書いてございますけれども、こちらのほうで拘束的な信頼度基準策定の提案等々が行われ、徐々にメンバー国

の間でこういった、何と申しますか、基準づくりというのが合意をされてまいりました。こういう成果というのがこの真ん中、フローレンスフォーラムと書いてございますけれども、EU大のフォーラムの中で、EU全体の基準といったようなものにしていくという取組が、これまでなされてきているということでございます。

一番右側でございますが、欧州委員会におきまして2001年12月のエネルギー・インフラ・パッケージというものを打ち出されて以降、それが指令案という形になって、2003年の12月に提示をされ、その後、加盟国間の議論を経て、冒頭申し上げましたように近々、指令として採択をされるといったような段取りになってきているということでございます。

ある意味で、今後のEU全体として、安定供給に対してどういう取組をしていくのかという大枠というのが、このセキュリティ案に表れているかと思いますが、そのエッセンスというのが13ページに書いてございます。今、最終的にどの程度の案になっているのかというのが、公開情報で取れておりません。ここに2005年7月と入れてありますのは、これは2005年7月に開かれたフローレンスフォーラムで、配付されていた指令案というものを一応ここで、そのエッセンスを載せているというふうにご理解をいただければと思います。

まず、ここで書いてございます、一般条項というところでございますけれども、本指令の目的ということで、EU域内市場の機能向上、それから十分な発電容量、需給バランス、適切な水準での加盟国間の国際連系の確保といったようなことを通じて、EUにおける安定供給というのを確保していくんだと。各加盟国は高い水準での安定供給を確保するため、まず、安定的な投資環境を整備をなさいと。それから、規制当局及び発電、送電、配電、小売、最終需要家といった電力市場における各プレイヤーの役割と責任を明確になさいとということが初めに書いてございます。

それから、ネットワークセキュリティ、ここでネットワークセキュリティという言葉で何を意味するのか、なかなか適切な日本語が思い浮かばなかったのですが、恐らく前回の安定供給をご議論していただいた際に我々がお話をした中でいきますと、短期の供給信頼度みたいな概念ではないかと思いますが、その確保ということで、加盟国はTSOに最低限の運用ルールとネットワークセキュリティ上の責務を設定させ、それを遵守させることによって、適切な水準でセキュリティを維持しなければならないと。維持されるべき水準というのは系統運用ルールで定められると。恐らく、この系統運用ルールという

ものが、先ほど言いましたフローレンスフォーラムで議論されているものに合致してくるということではないかと思えます。

それから、需給バランスの維持ということで、加盟国は需給バランスを維持しなければならない。特に発電と消費に対する価格シグナルを提供するための卸電力市場の設立を促進すると。それから、T S Oに対し、需給バランス維持のために発電予備力の確保、または市場、同じ、同等のものの市場からの調達ということを要求しなければならないというふうに決められております。

それから、規制の枠組みとして、加盟国はT S O及びD S O、D S Oというのは配電部門でございますが、D S Oが予測可能な需要に適合してネットワーク整備が可能となるような投資シグナルの提供。それから、ネットワーク設備の維持が行われるような規制の枠組みといったようなものを確立しなきゃいけないと。

それから、報告という項目におきまして、加盟国は運用上のネットワークセキュリティの状況、これが短期の供給信頼度の状況。それから、5年間の需給バランス計画。それから、5年から15年先の供給信頼度の見通し。それから、この先5年間のT S Oの国際連系線に関する投資計画からなる包括的なアデカシーの状況報告というものをしなければならないというふうに決められているということでございます。

後ほどまとめて申し上げますけれども、ここで書いてある安定供給の枠組みというものというのは、要は自由化を行った中で基本的にはT S Oにいろいろな責務を負わせながら、必要となる発電投資は市場メカニズムをもって調達されるだろう、という前提に立った指令案になっているということではないかと思えます。

それから、急ぎますが、次、14ページ以降というのが、冒頭申し上げました進捗状況調査ということでございます。14ページでちょっとごらんいただきますと、ここにあります評価項目というのが新E U指令の実施状況、市場の統合、市場集中度、需要家行動、価格動向、ネットワーク部門の独立性、規制機関による規制状況、需要家へのサービス、供給安定性、まとめというふうになっております。

暫定報告書の中では環境適合といったような論点というのが、イメージ的には報告書の中で取り上げられておりません。この報告書の後ろにテクニカル・アネックスが付いておりまして、そこの中では若干、言及がございますけれども、それを総括して評価をするにはまだ至っていないということなのかもしれないなという感じがいたしております。

それでは、各項目を簡単にご紹介をしたいと思います。

まず、EU指令の実施状況でございますが、評価指標は新EU指令の法定化状況ということでございます。結論のところですけれども、これは冒頭申し上げましたように、期限に間に合わないところがたくさん出たと。したがって、規制による監視とアンバンドリングについて、その効力が実際に発揮されるのは、指令がそもそも予定していたよりも期限が遅れるのではないかとということでございます。

それから16ページ、市場の統合ということでございますが、ここで出ておりますのは各国における小売価格の推移ということで、これは価格水準自体というよりは、各加盟国の価格のばらつきというのが経年変化でどうなっているのかという観点で評価をされておまして、小売価格の格差というのは依然として大きいんだということでございます。

価格差は小口の需要家ほど大きいというふうに書いてございます。実は、この同じようなグラフが全部であと6つぐらい載っております、少し全部掲載するのはあれだったんでございますが。ここで言いますと、大口のほうでいきますと、一番安いところで35ユーロ、高いほうで55ユーロぐらいの幅に直近収まっているかと思えます。これが中規模な需要家で行きますと35から90、小口で行きますと55から200ぐらいのばらつきになっておまして、小さいところほどばらつきが大きいということでございます。

それから、もう一つの評価指標というのは国際的な取引というのはどの程度あるんだということ、これはUCTEの管内のデータでございますが、消費量に比して国際取引がどれぐらいかということで、徐々に増えてはきているものの、まだ低いレベルなんだという評価になっております。

それから、18ページでございますが、この地図が出ておりますけれども、これは平均1日前市場。ですから、スポットの1年間での平均価格というのが、どの程度の幅に収まっているのかということ、ある一定のエリアごとで分布を見たものでございます。これで見ますと、隣接する加盟国間である一定のくくりでは、価格というのが一定の幅に収まっていると、収束している動きがあるということではないかと思えます。

他方で、先ほど見ましたように、小売価格の格差が大きい、あるいは国際取引というのが、まだそれほど大きく拡大していないということから、市場の統合は不十分なんだというのがEU委員会の今の時点での評価になっております。この主な原因は国際連系線の容量不足による混雑なんだということを言っておまして、送電線設備投資に対する規制の枠組みだとか、設備計画に関する手続の整備が必要なんだという評価になっております。

ここの横の地図のところ、幾つか線が引っ張っているのが国際連系線のプロジェクトを

意味しておりまして、グリーンが建設中、オレンジが検討中、赤は日本語では予定なしとなっているんですけど、英語で言うと新たな進展がないといったような言い方で、完全に停滞しているようなプロジェクトを意味しているのではないかと思います。

次に、19ページからでございますが、市場の集中度ということでございます。

まず初めに、卸電力市場の構造ということで、ここの表で見ますと、上位3社のシェアを見て、非常に高いということ。多くの国で支配的な事業者が存在するんだという評価になっております。それから、市場支配力の行使による新規参入者の減少が懸念される状態なんだといった評価になっております。

それから、20ページでございますが、次は小売のマーケットでございます。同じように、小売市場においても多くの国で寡占状態にあるという評価になっております。

次の21ページ、ハーフィンダール・インデックスでございますが、これは発電部門についてのインデックスでございます。評価としては国際的な企業統合だとか、あるいは電力会社、ガス会社の合併などで、さらに市場集中度が高まることが懸念をされるといった評価になっております。

22ページに市場集中度の結論ということで、EUの市場というのは、市場集中度は依然として高く、産業は統合されていると。また、近年、新規参入者数も減少してきていると。さらに、市場をまたいだ企業買収、発電・小売の垂直統合、及びガス会社と電力会社の合併も見られるということで、各国及びEUが競争ルールを厳格に適用する必要があるんだと。さらに、各国は競争を刺激するための積極的な政策を考えるべきと。もう一つは、市場操作に対する監視を強化し、市場の透明性を図るための適切なルールを設ける必要があるといったような結論になっております。

それから4番目、需要家行動でございますが、評価指標は事業者変更率をとっております。下に2文字の略語で国名が書いてございますが、これがその横にわかりやすく書いてあります。FIというのがフィンランド、以下スウェーデン、イギリスというふうに続くということでございます。

まず、供給事業者の変更率が競争の有効性を見定める目安となるんだというふうに言い切っておりまして、大規模需要家の変更率が高いものの、小規模あるいは家計部門は低い変更率にとどまっているという評価になっております。

24ページ、その結論として、今申し上げましたことの一因として、不十分なアンバンドリングがあるんだと言い、加盟国、規制当局は需要家に対して、情報の透明性に関する

適切なルールの確保及び容易な事業者変更の手続を提供しなければならないと結論づけております。ただ、実はこの報告書、パブリックコメントにかけられていて、いろいろなところからいろいろなコメントがありますけれども、この点について欧州電事連の見解ということでご紹介をさせていただきますと、事業者変更率に専ら焦点を当てるということは、全体像を把握する上で不十分じゃないかと。契約交渉の状況だとか、対抗価格の提示状況だとか、競合する事業者の数、新規参入者の実績等々、需要家の選択肢といったような観点からきちんと評価すべきじゃないかといったような見解が寄せられております。

それから、次が価格動向ということでございます。25ページでございますが、ここにつきまして、この真ん中の表にございますのは、97年の価格を100とした実質価格の指数というのをつくって、これがどうなっているかということでございます。

結論として、最近の電力価格の上昇について、一部の需要家から懸念が表明されていて、これに対しては競争総局による調査が開始をされていると。

しかし、実質で比較すると、安くなっているんだと。これに対して、原油やガスの値段というのは電力価格以上に上昇しているんだという評価になっております。

それで、EU委員会は真の競争の欠如に対しては、適切な対処を行うんだというふうに結論づけられております。

それから、次はネットワーク部門の独立性ということで、送電部門、配電部門につきまして、それぞれどういったEU指令で決められていることというのが完全にできているのかどうかというのが、ここでと×といったような感じで、各加盟国ごとに示されております。

結論といたしましては28ページでございますが、黒ボツの3つ目でございます。アンバンドリングの実施がほとんどの加盟国において指令が規定する期限より遅れたため、現時点でEU指令で期待した効果が十分得られていないと。特に配電部門のアンバンドリングは進捗していないといった評価になっております。もちろん、配電部門につきましては、たしか10万戸が何かで線引きはなされていて、それ以外は適用除外とすることができるというのは、そもそもEU指令の中にあるという事情はあろうかと思えます。

それから、29ページ目が規制機関による規制状況ということでございまして、今年の7月に最後にドイツで連邦ネットワーク庁というものが設置をされて、すべての加盟国に独立規制機関ができたということでございます。

ただ、規制機関の権限自体には加盟国間にいろいろなばらつきがあったり、あるいは国

と地方でそれぞれ規制機関を持っているといったように、その権限の配分という面で見ますと、加盟国でばらつきがあるといった評価になっております。

それから次、30ページでございますが、需要家へのサービスということで、実は新規加盟の10カ国のみが対象になったデータが載っておりまして、これで見ると、新規加盟国でも現時点での満足度は高く、競争でさらにサービスがよくなるとみんな思っているということを、ここで表しております。

結論といたしましては、サービスの質に対する需要家満足度はおおむね良いと。競争の導入がサービスの水準の低下やユニバーサルサービスに関する問題を引き起こすことはなかったと結論づけております。

それから、次、31ページ。供給安定性ということで、ここでは各国別の最大需要・設備容量・供給余力、UCTEの予測が使われておりまして、予備力だけで、ここでは評価をされております。自由化された市場においても、EU全体における供給余力は十分維持されていると。一部の国では余力がマイナスとなっているが、隣接する国が十分な供給余力を有しているため、安定性には問題がないというふうにしております。

結論といたしましては32ページでございますが、一番上でEUにおける信頼度は自由化以来、十分に維持をされているということでございます。

それから、先ほどご紹介いたしました供給セキュリティ及びインフラ投資に関する指令を2007年に施行する予定で、この指令のもとで、加盟国が発電及びインフラに対する新規投資促進のための規制の枠組みを提供することになると言っております。

ただ、EUはエネルギー源の大部分を輸入に頼っているため、特にガスの輸入増加に対し、供給セキュリティの観点から懸念があると。このところの詳細な分析というのがあまりないわけでございますが、こういった言及がなされております。

それから、原子力についても言及がございまして、EUの供給力の3分の1以上を占めており、また発電時にCO₂を排出しないため、EUの供給セキュリティに関して、重要な役割を果たしているという位置づけが与えられております。ただ、テクニカル・アネックス等々で詳細な分析があるわけではありませぬので、この暫定報告書の中で、何といたしますか、急にぽんと、こういう記述が載っているといったようなことでございます。

最後、この報告書のまとめということでいきますと、これもこのレポート自体にこういったことが書かれているわけでございますが、総評としては、これまでの初期的な市場の開放はおおむね成功したんだと。ただ、需要家が十分な恩恵を受けるべく、さらなる取組

が必要だといった評価になっております。

それで、現時点での問題として、市場の統合が不十分で、あと、高い市場集中度というのが見られると。各国市場における市場支配力行使を抑制するような国際間の競争が十分に発達をしていないのが問題だという言い方をしております。

今後の対応として、このレポートの最後に書いてございますのが、この2003年指令の実施遵守を強く加盟国に求め、それへの違反があれば、その是正を求める司法手続を取ると。それから、この暫定報告書というものを来年末までに完成させると。

それから、さらなる市場統合の促進のため、国際連系線の混雑管理ガイドラインの採択を行うと。それから、送電インフラ投資の促進を加盟国及び規制当局に求めると。それから、先ほど言いました競争総局による調査というのを来年末までに完成をするというのが、次のEUとしてのアクションなんだということが、この報告書の最後で述べられているということでございます。

EUについては、以上でございます。

【岩野電力流通対策室長】 それでは続きまして、米国の制度改革の動向について、ご説明を申し上げます。

米国の方では今、片山電力市場整備課長からご説明申し上げましたEUの調査報告書に当たるような報告書は特に出しておりません。一方、8月にエネルギー政策法が出まして、従来FERCが中心に推進しておりましたSMDとはまたちょっと違った方向が出てきていますので、全体としては、このSMDで従来目指していたものと、今回のエネルギー政策法で出てきたものを比較してまとめることで、米国の動向を把握しようという趣旨でこの資料をとりまとめております。

構成といたしましては34ページにございますように、まず、制度改革の概要、それから2番、3番、4番で市場の透明性、安定供給への取組、小売自由化の動向といった内容を項目ごとにまとめまして、最後に原子力支援の話にふれ、若干の参考資料を後ろに添付してある、という構成になっております。

ページをおめくりいただきまして、35ページが制度改革の概要でございます。制度改革の概要、まず、これまでの流れを大きく概観いたしますと、アメリカの場合は、小売自由化の方が州の規制、卸の方が連邦の規制となっておりますので、この35ページでも左に州の動き、右に連邦の動き、そして、真ん中にどんな出来事が起きたのかをまとめて表としております。

まず、州による競争の導入、小売の方でございますけれども、こちらは97年ロードアイランド州で部分自由化が始まってから幾つかの州で順次、小売自由化が始まり、2001年テキサス州の部分自由化まで来たわけでございますけれども、真ん中の主要な出来事の中ほどにありますような、2000年夏から翌冬にかけてのカリフォルニアの電力危機、あるいは2001年末のエンロン社のいわゆるメルトダウン、さらには、価格高騰への懸念等により、小売自由化を行う州がそれ以降あまり増えず、小売の自由化に関しては停滞ぎみということでございます。

後ほどの資料に出てまいりますけれども、小売自由化について、法制度を整備したのは25州でございますが、その中で実際に小売の全面自由化まで至っているのは、ワシントンDCを含んで18州となっているわけでございます。

一方、卸市場の動きは右端、連邦による競争の導入というところでございますけれども、一番最初のスタートを92年の前のエネルギー政策法において見ていこうと思います。ここで、独立系発電事業者、いわゆるIPPの市場参入障壁の撤廃が行われております。そこから、電力会社に対する卸託送義務が出てきまして、さらにこの制度をしっかりと担保するために、96年にFERCのオーダー888・889で送電線のオープン・アクセスの義務化が図られたわけでございます。

こうしたことを受けまして、真ん中、主要な出来事の冒頭にありますような、卸電力取引が活発化し、それが広域的な系統の安定運用という課題につながってきております。この安定運用という課題に対して、99年にはオーダー2000が出され、いわゆるRTO（地域送電機関）の自主的設置を求めるといった形になったわけでございます。

その一方で、先ほども申し上げましたようなカリフォルニアの電力危機、あるいはエンロン社の破綻などから市場操作防止、あるいは安定供給確保といったものが新たな政策課題としてクローズアップされてきまして、それを受けたものが2002年のSMD（スタンダード・マーケット・デザイン、標準市場設計）でございます。

この標準市場設計を巡っては、主に北西部、南東部の州と、連邦政府との間で非常に対立が起きまして、それ以来ずっと、SMDをめぐる議論が全米で繰り広げられてまいりました。

もう一つの動きといたしまして、皆さんもご記憶かと思いますが、2年前2003年の夏に北米北東部で起きた停電を契機に供給信頼度の維持、あるいは送電投資の確保が非常に重要な政策課題として浮き上がってまいりました。このSMDをめぐる州と連邦の対立、

及びこの北米北東部停電を契機といたします供給信頼度の問題、こうしたものを踏まえて、このページ右下にございますように、今年7月にSMD規則案がFERCから取り下げられ、そして、この夏にエネルギー政策法がとりまとめられたということでございます。

概観いたしますと、市場操作防止と安定供給確保というものに対する取組が近年、非常にクローズアップされてきたということかと思えます。

結果といたしまして、次の36ページにあるとおり、現時点でRTOとISOの設立状況はこのような形になっておりまして、色のついたところがRTOないしはISOとして認められているところでございます。

RTOは4つございまして、北の方からISOニューイングランド、ミッドウェストISO、PJM、それからSPP、この4つがRTO。それから、ニューヨークISO、テキサスのERCOT、カリフォルニアISOがISOとして認められているところでございます。

北東部と中西部でRTOが進んだ一方、もともと電力価格が安かった北西部、あるいは大規模な電力会社がある南東部が、こうした動きとは別な動きをしているということでございます。

次に37ページでございます。これがこうした一連の動きを踏まえて、この夏に出ましたエネルギー政策法の大きな項目でございます。ここには、エネルギー政策法第12章エレクトリシティ、電力のサブタイトルAからJまでを掲げておりますが、全体の構成といたしましては18章ありまして、そのうちの第12章がこの電力。電力に関係する章としては、この他に第1章エネルギーの効率化、第2章再生可能エネルギー、あるいは第6章原子力といったような章がございます。

次に38ページでございます。先ほど申し上げましたように、SMDがこの7月に取り下げられたわけでございますけれども、そのSMDで盛り込まれた内容が部分的にこのエネルギー政策法の中に反映されているということございまして、それを比較対照表としてまとめてみたものが、この38ページの図でございます。

順に上から申しますと、まずSMDの一番大きな要件だったのはRTO、独立的、広域的な送電機関を設置するということだったわけでございますけれども、これにつきましては新しいエネルギー政策法、この表ではEPA ctと書いてありますけれども、この中では反映されておりません。

2番目は、そのRTOの中でLMP方式に基づくエネルギー市場の運営、つまり、地域

限界価格に基づく市場運営というものがSMDの中で求められていたわけですが、
れども、このLMP自身は導入されずに、かわりにエコノミック・ディスパッチ(Economic
Dispatch) 経済給電システムという考え方が導入されたということです。このエコノミ
ック・ディスパッチは各電力会社とも元々やっていたと思うのですが、このエコノミ
ック・ディスパッチの中にIPP、卸電力も組み入れられるようになるというのが、この
エネルギー政策法のポイントかと思われます。

それから、市場監視機能といたしましては、SMDでは、RTOが独立的な市場監視機
能を確保するということを求めていたわけですが、こうした独立的な監視
機関というものは設けられずに、そのかわりに市場監視、市場透明性に関する規則がエネ
ルギー政策法の中には導入されたということでございます。

それから、FTR(金融的送電権)につきましては、そもそもLMP方式という市場が
導入されなかったことから、導入されておりません。ただし、必ずしも、その代替措置と
いうわけではないかと思いますが、現物での長期送電権の検討がエネルギー政策法の中
で行われるということでございます。

また、地域送電拡張計画策定プロセスとして、RTOがそうした策定プロセスを主導し、
いろいろと送電線建設整備計画を進めていくというスキームがSMDにはございましたけ
れども、これはエネルギー政策法に入っておりません。

ただし、地域州助言委員会といたしまして、SMDには、州の代表者で構成される委員会
がRTOの運営にかかわり、今、申し上げた送電線建設などにかかわるいろいろな州間の
調整を図るという機能がありましたけれども、これは、エネルギー政策法の中で新たに設
置されますERO(Electric Reliability Organization)の中の地域州助言委員会という
形で生かされております。以上がSMDとエネルギー政策法の比較ということでございま
す。

次の39ページ以降、具体的にこれらを項目毎に見てまいりたいと思います。

まず、市場の透明性及び消費者保護という点でございます。市場の透明性につきましては、
サブタイトルGという、12章のサブタイトルGに定められております。この中で、
FERC(連邦エネルギー規制委員会)は電力・ガスの市場透明性向上に関する規則を公
表することができる、市場操作を非合法とする決定を行うことを可能とする規則を規定す
ることができるという2つの項目が定められてございまして、これに対してFERCは実
際、今年の10月に商品先物取引委員会とエネルギー情報の共有とデータのコンフィデン

シャルな取り扱いに関する覚書を結んでおります。また、同時に、同じ10月に市場操作防止に関する規則案を公布しているということでございます。こういう形で、エネルギー政策法の市場監視に関する取組が進められているわけですが、数枚前のスライドで申し上げたように、既に一部の地域ではRTOが設立されているわけですが、例えば、PJMでございますと、既に独立的な市場監視ユニットを設立しておりますし、ニューヨークISOですと、プライベートなシンクタンクにそういう市場監視業務を委託しているという形で、SMDで求められていたものが既に実現されているところもあるということでございます。

次に、安定供給への取組ということで、信頼度の義務化というものがございます。先ほどもちょっと触れましたERO、電力信頼度機関というものの設立が、この中の非常に大きなポイントでございます。ここでは、信頼度基準策定を行う主体として、このEROというものの指定をFERCが行うとしており、さらに、この信頼度基準はマンダトリーな強制力のあるものであり、罰則が適用されるということでございます。

実際のイメージといたしましては、既に1968年に北米信頼度協議会というものが業界の自主規制機関として設立されており、この中で業界の自主基準としての信頼度基準も定められておりますので、このNERC（北米信頼度協議会）がそのEROとしての指定を受けて、ここの基準がそのマンダトリーなものに移行していくのではないかというふう考えられているというわけでございます。ちなみに、今年の9月にはその下にありますように、FERCが、EROの諸原則に関する規則案というものを公布しております。

次に、安定供給への取組の2つ目として、特にその北米停電を踏まえて議論になっております送電建設の問題でございますが、エネルギー政策法の中では、DOEあるいはFERCに対して、いろいろな権限を与えております。まず一番大きなポイントになりますのは、DOEが国家的利益となる送電線ルートの指定をすることができるという点でございます。これは原文ですと、ナショナル・インタレスト・エレクトリック・トランスミッション・コリドーという名称になっておりまして、3年ごとに送電混雑に関する調査をし、言ってみれば、ここに送電線を建設することがリコmendされるという場所を指定するというのが、この考え方でございます。

そして、この指定されたところに対して、具体的にどういう権限があるかと言いますと、一義的に送電線の建設というのは州の認可権限に当たるわけですが、州が1年以上認可しないまましていると、連邦政府がオーバーライドしてきて、その認可を行う

ことができるようになります。

さらに、その場合に、2番目にありますように、送電線立地認可にかかわる連邦規制機関の調整を一元的にDOEが行う規定がございます。当然、送電線認可に関しては環境省とか、ほかの省庁にまたがるような許認可等があるわけがございますが、それをDOEのほうで一括して調整するというのが、もう一つのポイントでございます。

さらに3番目、地域電力局、DOEは既にウェスタン・エリア・パワー・アドミストレーションとかサウスウェスタン・パワー・アドミストレーションという連邦の主に水力発電所からの送電線の建設、維持、運用を行っている機関がございますけれども、最後には、この地域電力局が国家的利益となる送電線ルートの建設、維持、所有を行うというスキームまで用意されているということでございます。

一方、FERC(連邦エネルギー規制委員会)の取組といたしましては、1つはBackstop Sitting Authority(送電線の線路敷設権付与)ということがございますが、日本で近い概念で言えば、恐らく土地収容権のようなものだというふうに理解しております。その送電事業者が土地を確保できない場合に、この線路敷設権というものをFERCが付与することによって、地元調整の円滑化を図るということでございます。

それから、先ほど申し上げました地域州助言委員会、州の代表者で構成される送電線建設等に関する問題の調整機関でございますけど、これの設置の要件も、このFERCで決めたということでございます。

それから、もう一つ、非常に大きいポイントとして、いろいろな送電線建設インセンティブがこのエネルギー政策法では講じられておまして、例えば、いわゆるレートベースを引き上げるでありますとか、減価償却の償却期間を短くするとか、あるいは建設中の、すなわち建設仮勘定のものから、その費用回収ができるようにするとか、経済的に幾つか送電線建設にネックになりそうなところを解消するような方策が盛り込まれております。

次に、その安定供給への取組の3番目といたしまして、供給力確保ということでございます。次の42ページです。ここには地元負荷サービス義務とございますけれども、いわゆる日本の供給義務のようなものだと思います。小売の事業者は当然、供給力を何らかの形で確保、つまり、どこかの発電所を確保するわけがございますけれども、実際の供給力としては、その発電所から需要地まで電気を持ってくる送電線も確保しなければいけないということで、こういう長期的な送電権を割り当てるといようなことが、このエネルギー政策法の中でうたわれているということでございます。

ただ、現実的に、今どういう状況にあるかということ参考までに、その同じページの右のほうに、先ほども出ましたNERC（北米信頼度協議会）が出しております長期信頼度評価報告書で見ますと、例えば、米国の夏季の最大電力の需給バランスの見通しが上の図にございますけれども、この黒い線が2004年までの夏の需給の全米の実績でございます、赤い線が需要の今後の伸び。ピンクとオレンジの線がその予想の上限・下限になっているわけでございます。

上のほうに点線でありますのが、同じく幅を持って想定した供給力の予想でございます、この図で見ますと、需要が高いほうに振れて、供給力の方が一番低い方に振れると、2014年前後には、かなり需給が逼迫するというような状況が見てとれます。また、今、見通せる範囲内で今後の発電能力を見通してみますと、ちょっと数年前までは、今と全く違って、天然ガス価格が非常に安かったものですから、過去5年、2000年以降、あと今後しばらくは非常にガスコンバインのサイクルでありますとか、ガスタービンが計画でドミナントになっていて、これが10年ぐらいたってみると、石炭火力が出てくるといった形となっており、非常に現時点においてガスに偏重して、将来は石炭火力が非常に多くなるというような形で、日本でよく言われる電源のベストミックスという観点からすると、少なくとも今、信頼度報告書で見られている米国の追加的な供給見通しというのは、かなりガス、あるいは石炭に偏っているというふうに言えるわけでございます。

次の43ページが州規制による小売の自由化の現状をとりまとめたものでございます。この小売の自由化の動向を見ますと、それぞれ主な州、カリフォルニア州からテキサス州までで家庭用、それから商業用・産業用、全面自由化がいつの時点に行われたか、さらにESP、いわゆる新規参入者の比率がどのくらいになっているのかといった内容をまとめてございます。

冒頭でも申し上げましたように、全米では今、ワシントンDCも含めまして18の州が、全面自由化を実施しております。厳密に申しますと、モンタナ州、ちょうどカナダと国境を接している北西部の、図で言うと、黄色く塗られている部分自由化というところが、ここがまだ全面自由化は2007年からということで、現時点では部分自由化でございますけれども、それも含めて18州が全面自由化というふうになっているわけでございます。

ただし、やはり新規参入者はどうしても減少傾向にありまして、供給事業者の変更率もだんだん減ってきている状況にあるようです。参考までに、ペンシルベニア州のPECO社というところの供給事業者の変更率を掲げてございます。これは若干、上がり下がりが

ございますけれども、相対的に見ますと、右下がりでだんだん変更率が下がってきていることが、見てとれるかと思えます。

それから、次に44ページ、原子力のところでございます。原子力についても、このエネルギー政策法の中でいろいろな推進策が掲げられてございますけれども、主だったものとして、ここには4つほど挙げております。

まず、新規原子力発電プラントの建設遅延に対する補償ということで、行政の認可手続きを原因にした遅延に関しましては、政府が補償するということが、1番目の話。

それから、2番目は先進的原子力発電プラントに対する融資保証ということで、連邦政府が建設費の最大80%の融資保証を与えるというもの。

それから、3番目はタックス・インセンティブとして、先進的な原子力発電プラント運転開始後、最初の8年につき、kWh当たり1.8セントの生産税控除を行うというもの。

4番目は、原子力事故時の損害賠償について規定しているプライス・アンダーソン法を延長したということでございます。

これ以外も技術開発、その他の支援策が原子力に盛り込まれていて、原子力推進の姿勢が表れているということでございます。

以下は、参考情報でございますけれども、卸電力価格、ヨーロッパの方でも出ておりましたけれども、アメリカについて、2004年の価格、2003年の価格、その1年間でどのくらい上昇しているかというものを幾つかの州ごとに掲げております。どこでも、この2003から2004のところでも数パーセントから、多いところでは2桁パーセントの上昇がありまして、唯一、ニューヨークISOだけがマイナス1.5%となっておりますけれども、絶対的なに価格で見ると、ここはもともと相当高かったところであります。

それから、小売料金につきましても、次のページでございますけれども、やはり名目価格で見ると、特にこの数年、上昇傾向にあります。実質価格で見ますと、この3年というのは、下げ止まりという状況でございます。

それから最後、PJMに関する市場監視ということで、ハーフィンダール・ハーシュマン指数でありますとか、純収益による分析の例をご参考までに掲げてございます。

以上が米国についての御報告でございます。

【片山電力市場整備課長】 最後に49、50と総括というふうに書いてございますけれども。まず、EUについて申し上げますと、一言で言えば、域内統一市場の形成に向けて2003年のEU指令に基づいて、全加盟国に送配電の法的分離、全面自由化を徹底さ

せるという方針に変更は見られていないというふうに言えるかと思います。

最近の価格の上昇については、一次エネルギー価格の上昇を受けて、市場メカニズムが働いた結果であるという受けとめになっている。対応策というのはEU指令を徹底することによって、市場の歪みを是正をする。それから、国際連系線の強化を図っていく。それから、市場支配力の行使を防止するための競争政策からのアプローチということで、対応していくということでございます。

安定供給への取組ということと言いますと、2003年の大停電等を受けて、EUレベルでも安定供給に対する取組というのが強化をされていて、新たなEU指令というのが準備をされている。この中では、需給バランスの維持の責任をTSOに負わせるとともに発電投資につきましては、卸電力市場の整備による価格シグナルの提供を通じて、必要な量は確保できるんだと。それから、TSOへの投資インセンティブを付与する規制の枠組みを構築することで、必要となるネットワーク整備というのは確保をしていくということでございます。

ただ、その国際連系線の建設につきましては、そのEUレベルでの枠組みといった、先ほどアメリカのエネルギー政策法の話がありましたが、それと同じような、例えば、枠組みがEUの中であるかということ、今回の新たな指令でも、そこについては整備をされていないということでございます。当面については、既存の設備というのをいかにうまく使っていくのかというルール整備に注力をしていくという方向ではないかというふうに思います。

【岩野電力流通対策室長】 一方、米国のほうは、最後のページになりますけれども、総論的に申し上げれば、PJM等で成功した自由化モデル、そのSMDに代表されるモデルを全米に展開するというFERCの路線は転換されて、連邦レベルでの取組は北米停電などを踏まえて、もうちょっと安定供給、特に長期的な安定供給というようなところにシフトしつつあるのかな、というところでございます。

市場設計に関しましては、FERCが推進してきたSMDが7月に断念されまして、かわって8月のエネルギー政策法の中で、このSMDの中に盛り込まれていた公正な市場設計の観点から望ましいとされる要素の幾つかが取り込まれているということでございます。

また、安定供給・原子力という観点では、やはり送電ネットワークの信頼度基準の義務化、あるいは州際送電線建設へのインセンティブ付与、こうしたものが特筆されるべき点かと思います。また、原子力についても非常に大きな支援策のパッケージが規定されてい

るということでございます。

一方で、小売の自由化に関しましては、各州の取組は停滞という言い方が、言葉として適切かどうかあれですけど、そういうことではないかと思えます。現時点で特に新規の自由化、あるいは自由化の停止解除に向けた動きはなく、現状維持のまま止まっているという状況でございます。

以上でございます。

【金本委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明について、ご質問、ご意見あれば、お願いをいたします。挙手でお願いをいたします。はい、じゃあ、大山委員、どうぞ。

【大山委員】 すみません、コメントというか、あれなんですけれども。全体的に見ると、やっぱり自由化は競争環境の進展に伴って、信頼度等が心配されている状況になってきているということで、どちらかという、規制サイドのほうで信頼度の面倒を見るというような流れがあるんじゃないかなというような感じがするんですけども。

とはいっても、やっぱり投資するというのも、ちゃんとしたリスクをマネージしながら経済活動している電気事業者がやることなんで、これをやれと一方的に言うのはなかなか難しいなという感じがあると思うんですね。その1つの現れというのが、今、ちょうど最後にもお話ありましたけど、国際連系線をどう整備するか。EUでもまだ全然、いい案がないみたいなお話だったんですけども、これ、EUの国際連系線と日本の中の地域間の連系線というのは、かなり似たところもあると思いますので、まだ結論は出ていないんでしょうけれども、もし何かアイデア的な情報でもあればと思って、何か情報がありませんかというのが質問なんですけど。

【片山電力市場整備課長】 EU委員会に訪問したときに、先方が言っていたのは、むしろ今、EUはアメリカのエネルギー政策法に注目しているという言い方をしております。先ほど岩野室長からの説明にもありましたように、州をまたぐ連系線の整備について、DOEなりFERCに一定の権限を与えるというのが今回のエネルギー政策法で出ていたもんですから、それに着目をして、加盟国との関係でEU委員会に何らかの権限みたいなものがないのかということについてEU委員会では、こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、アメリカのFERCをうらやましがっていたというのが、そういったところがございます。

それから、もう一つ、ETSOで聞いた話では、例えば国際連系線ですと、あるところ

を増強した場合に、その何と申しますか、ベネフィットが、要するに2国間にとどまらず裨益をする。だから、そういったようなところの費用負担みたいなあり方、受益と負担の関係をどういうふうにするのかということについて、なかなか難しい問題が出てくるので、例えばそれは、要するにEUとしてのバジェットの中からその交付金みたいな、交付金というのか補助金というのかわかりませんが、そういうものを出すことによって、EUの予算であれば、各加盟国がある意味で一定のシェアで分担しておりますので、そういうものを出すことによって、受益と負担の関係というものがバランスさせるようなことって考えられないかとか、そういったような議論はあるようでございますけれども。

ただ、今回の新しいEU指令案の中で、国際連系線という記述自体はほとんど報告義務の中にしか出てこないというような形で、たしか当初の2003年に出てきた案ではかなりいろいろな記述があったかと思うんですけれども、そういうのがみんな落ちたような格好で、最後、仕上がるではないかと。一番最近の案というものの自体を入手しているわけではないのですけれども、そういう感じでございます。

【金本委員長】 じゃあ、田中さん、どうぞ。

【田中委員】 31ページにEUにおける発電の供給予備力のお話がありまして、その中に一部の国では供給余力がマイナスにもなっているけれども、それに隣接する国が十分な供給余力があるので安定性に問題ないというような評価があるんですが、これは事務局というよりはEUでの評価ということでしょうか。まずは質問ですが。

【金本委員長】 はい、そういうことでございまして。

【田中委員】 そうしますと、例えば、この表の中でベルギーとかは余力が2006年予測でマイナスですし、オランダなんか5%と余力は小さいと思うんですね。こういった国が多分、EUの中で余力が小さい国と位置付けられているのだと思うんです。前の説明のところで、11ページのところを見ていただくと、国際連系線の混雑発生状況の図がございまして、特にベネルクス地域で混雑が多発しているというふうに評価されています。

そうすると、レポートの詳細の評価というのがどうなっているか吟味しないとはっきりはわからないのですけれども、ベネルクス地域で混雑が多発しているという状況を考えたときに、ベルギーとかオランダの供給予備力が小さくても、他国から融通があるから問題がないと本当にそういうふうに言えるのだろうか、ちょっと心配があると思うんです。

ひるがえって日本のことを考えても、もし地域間の融通というのを前提として発電の供給予備力の問題というのを論じるのであれば、そのときに連系線とか送電線の容量や混雑

状況というのも当然一緒に考えないといけないということでした、特に今後、広域的な取引というのが活発化することを考慮すれば、連系線、送電線と発電の供給予備力のセットで評価するという視点にも注意しないといけないかなと、そういうふうに感じました。

【金本委員長】 何かございますか。

【片山電力市場整備課長】 ちょっとベネルクス地域全体が混んでいるというよりは、詳細に見ていただきますと、ドイツ、オランダ国境とフランスからベルギーというところが若干こうなっているわけございまして、ほかのところのルートというところは、このグリーンの非常によく通っているラインというのもありますので、恐らく、そういうのを全体加味して、こういう評価になっているのではないかと思います。

特に一説にはやっぱりベルギーなんかだと、こういうフランスですとかドイツですとか、非常に大きな国には含まれていて、実はこういう何か潮流の向きなんかも、かなり頻繁に変わるようございまして、ある意味、小さな国、1国で完結しているというよりは、周辺国も含めて、全体が出来上がっているということではないかと思います。

【金本委員長】 じゃあ、柳川さん、どうぞ。

【柳川委員】 先ほど、大山委員のほうから出てきたご議論とほぼ似た関係なんですけれども、アメリカのほうの41ページのDOE、それからFERCの取組というところで、地域電力局を通じた送電線の建設であるとか、そういう議論が出ていますが、このあたりのところで、どの程度、突っ込んだ議論がここでなされているのかですが、そのインセンティブの付与のスキームについてはあんまり明示的な対応がないようですが、そのほか、先ほどもヨーロッパのところでご議論ありましたが、負担の関係であるとか、あるいは民間との役割分担どの程度、例えば、民間を差し置いて積極的にやっていく意思があるのかどうかとか、その辺のところの書きぶりであるとか議論であるとか、そういうものがどの程度、この取組というところではなされているのかというのを、ちょっと教えていただければと思います。

【岩野電力流通対策室長】 まず、インセンティブのところにつきましては、具体的なインセンティブ、どうやって費用を回収するのか等についてかなり具体的に、例えば償却期間を従来の送電線20年だったものを15年にすることができるとか、ということが書かれておりますと。しかし、費用負担のところは、ひょっとしたらどこか書いてあるのかもしれないんですけども、基本的にはそこはほとんど書いてない。

だからこそ、むしろ、その地域州助言委員会みたいなものでぜひ調整をするということ

だと思いますし、いろいろ聞いてきた中では、やはり費用負担はどういうふうに決めるんですかと言ったら、一言、ロイヤーだと答えるところもあったというような状況で、やはり基本的にはその利益に応じて、その費用を按分で負担するという考え方が決まっていて、それをどういうふうにやっていくかは調整次第だということなんだと思います。

【金本委員長】 私の理解だと、アメリカは送電網については、昔の規制が基本的に残っていて、それを利用者が負担をするスキームで、州ごとの規制委員会が価格、料金を、送電料金を規制しているという、そういうスキームの中に入っているということですね。ヨーロッパの場合は何か、中が国によっていろいろでして、その辺がもう少し複雑かなという気がします。

そういう具合にがちっと入っていますから、インセンティブ・スキームを入れることも、わりと簡単にできるといったことなのかと思います。うまくいくかどうかはまた別の問題ですが。

じゃあ、横山委員、どうぞ。

【横山委員】 アメリカと欧州の評価を聞きまして、今、片山さんのほうからヨーロッパはアメリカのエネルギー政策法を注目しているというような話がありましたけど、私もアメリカのお話を伺って、これは単なる感想ですけども、このSMDが取り下げられて、新たな枠組みをつくったということですが、いろいろ細かいところを、38ページなんかの内容を見ますと、日本のシステムにだんだん似てきているのかなという、信頼度機関にしましても日本では電力系統利用協議会がありますし、いろいろな送電線の拡張プロセスも何か日本のシステムに似てきたかなという、そういうふうな印象を受けました。これは単なる印象です。

ちょっと質問ですが、10ページとか31ページに信頼度評価において、これは多分、報告書はUCTEの報告書なので、大陸しか供給余力の将来の記載がないと思うんですが、例えばノルドのほうで、信頼度関係の、例えば31ページですと、供給余力の評価が北欧のスウェーデンとかノルウェーとかフィンランドとか、みんなこれ、バーが引いてあって、評価がされていないわけです。私の聞いたところによると、北欧も数年後、かなり需給の逼迫があるんじゃないかというような話もありますけど、その辺、何か情報がありましたら教えていただきたいなと思います。

【片山電力市場整備課長】 すみません。今、手元に確たる数字があるわけじゃございません。どちらかといいますと、このUCTEの予測というのをぽんと出して評価をして

いるようなところがございまして、そういう意味で、これまだ暫定報告書という位置づけでございます。ざっと何と申しますか、我々読んだ印象からいきますと、評価指標の採り方自体、総網羅的に十分準備して完全に採っていった上で評価をしているという感じは、あまり実は受けておりませんでして、先ほど申し上げましたように、需要家満足度みたいなものも新規加盟国分しか出さずに全体評価しているようなところもあったりとか、したがって恐らく、これから来年の最終報告書に向けて、だんだんブラッシュアップされていくのではないかと思います。

その過程で今、ご指摘のノルドプールエリアについても、きちんと入ってくるのかもしれませんが。とりあえず今、手元にデータがあるわけではございません。

【金本委員長】 そのほか、何かございますでしょうか。じゃあ、寺本さん、どうぞ。

【寺本事務局長】 大変わかりやすい説明でありがたいと思っております。感謝申し上げます。

幾つか感想めいた話と少しご質問させていただければというふうに思っております。1つは、今のお話を伺っていて、欧米の自由化はやっぱりそれぞれのお国事情を反映した形での自由化だなと改めて思いました。

特に欧州におきましては、やはりEUの単一市場化という大命題をいかに電力の中で実現するかという視点から、さまざまな取組をしておられるというふうに思います。また、アメリカのほうはどうしてもやはり州間で、地域間で、非常に電力料金の格差があった。で、非常に高い料金の州がそういった自由化に取り組みました。

しかし、安い電気料金を維持しておられる州はなかなかついていけないということで、とどまっている部分も結構あるのではないかなと思います。確かに自由化による、例えば停電とか、料金の異常な高騰とか、いろいろな要因があったと思うんですけども、多分今、十数州にとどまっているのは、そういった事情もあるのかなというふうに思っています。

そういう意味でいきますと、日本も、国情に合った自由化スキームということで、取り組んでいるわけでございますし、何よりも安定供給とエネルギーセキュリティ、それから効率化という、この3つの要素のその中で取り組んでいるということで、日本に合った自由化というのを今後とも考えていくということではないかなと思っております。

そういう中で、やはりどうしても自由化についてまわる話だと思うんですけども、将来、供給力の見通しでございます。先ほどの話にございましたように、欧州、米国とも当

面は、何とかやっていますけれども、将来的にはやはりちょっとその辺の心配があると思っています。

ただ、ここで例えば、将来の供給量を確保するというこのために、何らかの強制的な措置等が加えられたときに、例えば、それは市場において余剰供給力というような形で現れてきて、市場価格の形成におかしな動きをもたらすというようなことにつながらないか、そういうところをどういうふうに欧米では考えておられるのか。ちょっと気になるところでございましたので、そのところをどう聞いてきておられるか、説明が願えればと思います。

【金本委員長】 じゃ、その辺、お願いします。

【片山電力市場整備課長】 恐らくEU指令レベルで、加盟国に何らかの強制的な将来の供給力の確保というのを義務づけているというよりは、発想としては卸電力市場というところをつく価格シグナルに基づいて、発電所投資というのは行われるんだという大前提に立って、加盟国に求めているのは、そういうマーケットができるということ。

それから、マーケットが正しく反応するために、将来のその需給見通しみたいなものをきちんと出していくということ。それから、発電投資の投資環境、恐らく、その環境面等を含めてだと思んですけども、そういうものを整備すること。そういったものができれば、市場原理で投資は起きるんだと。したがって、アンバンドリングしたTSOに、要するにピーク時の需給バランスの予備力の確保義務だけ明確に課しておけば、これはうまくいくはずなんだというのが、恐らくEUレベルで考えられていることじゃないかと思いません。

とはいえ、他方で、加盟国レベルになると、本当にそれでいいのかということで、各国独自のものを考えておられるところは当然あるかと思いますし、例えばフランスですか、いざというときの発電の入札制度みたいなのを持っていて、国が足りないと思ったら入札にかけて、落札したところには、要するに需要の最低保証みたいなのを組み合わせて、きちんと確保していきましょうといったような枠組みは持っているところもありますし、ですから、EUレベルで考えられている、もう市場メカニズムに基づいた安定供給の確保の枠組みというものと、加盟国レベルでいまだに持っている枠組みというのは、ちょっと微妙に差のあるところは当然あるのではないかと思います。

イギリスはどちらかという、このEU指令に近いような話が徹底されていて、ある意味でナショナル・グリッド・トランスコがそのセブンイヤーズ・ステートメントを出して、

それをO F G E Mがオーケーしてというところで、将来のそういう安定供給をやっていきましょうといったようなところじゃないかと思えますし、若干、加盟国レベルとE Uレベルで違うところはあるのかなというふうには思います。

【寺本事務局長】 よろしいですか。そういうことだというふうには思いますが、現実の動きとして、やはり競争と価格との関係を考えてときに、そういった競争環境なり投資環境を整えるということが、果たして本当に安定供給をもたらすような投資につながるのかというのが若干、まだ疑問は残る。これは個人的な感想かも知れませんが…。

【片山電力市場整備課長】そこは、私もさんざん現地に行って聞いたんですが、そうだという楽観的な答え以外、返ってこないもんですから。若干、仕組みの話と実際にそこでのプレーヤーの方々が、そのとおり動くのかどうかというのは、恐らくこれから考えて、実際に検証されていくということではないかなと思います。

【岩野電力流通対策室長】 米国の方で申し上げますと、S M Dをずっとやろうとしたというのはまさしく、今おっしゃられた市場価格というところを、市場からの発信というところで追求してきたんだと思います。その一番基本になるL M Pというものは結局導入されない形のエネルギー政策法というのができたというところは、ひとつ我々としても認識すべきところかなというふうには思っております。

【金本委員長】 その点については、アメリカ、ヨーロッパと日本の事情は随分違うかなと思っておりますが、特にイギリスの人と話すと大体、発電所は1年でできるものだというふうには思っていて、実際にできていたわけですね。そういう世界だと、そういうエネルギー供給の面での供給力についてはあんまり心配しないというのがあるかなと思います。日本についてどうかというと、ちょっとこれはまた皆さんに一生懸命考えていただかなきゃいけないということかと思えます。

あと、アメリカのS M D関係の議論がありましたけども、これは誤解をされないようにしていただきたいのは、S M Dをやっている州はあって、P J Mなんかあって、これをやめるという話では全くなくて、これを全面取りかえるかどうかという話に過ぎないということですので、今さっきの横山委員のお話で、アメリカは日本に近づいているという感じは必ずしもなくて、日本と違うところはそのままやっていて、全体のルールとして、その最大公約数なのかな、をとってみると、何となく近く見えるなど、そんな感じかと思えます。すいません、余計なこと申しまして。

あと、松村委員、どうぞ。

【松村委員】 日本と海外と事情が違うということを言われたんですが、私が、これ最初に見たときには、特にEUの部分は、これは日本の市場のことを分析しているんじゃないかと一瞬、誤認するぐらい、何かすごく共通の問題がいっぱいあって、この各国というのを各地域というか、それぞれの一般電気事業者さんのエリアというふうに考えて、国際連系線というのを日本の普通の連系線というふうに考えると、ものすごく市場の構造だとか、あるいは発生している問題とかというのがすごく似ているのではないかと思いました。単なる感想です。

もし、もちろん、その全く同じということはありませんで、当然違うことというのは出てくるはずなんですけれど、その具体的にこういう点が違うということを指摘することなしに、それは、よって違うんで、そのまま入れるのは困るというような議論というのはあまり生産的でないような気がして、もし違うということがあるとするならば、どういう点で、どう違うのかということをしきりと明らかにしていく必要があると思う。

その点で、アメリカの状況は相当日本と違うなというふうに感じたところはあったんですけど、それは具体的に言うと、自由化されていない市場というのは、すべてがそうじゃないんですけど、水力発電を中心とした安い電源というのがあって、これを自由化して事業者が外に幾らでも売れるということになると、価格は必然的に上がるということが予想されるようなところというのでは、その州の消費者の利益のことだけを考えている当局というのがいたとすると、自由化を渋るという構図はすごくわかりやすいかなというふうには思ったんですが、この構図は日本には全くないので、この点では明らかに日本の状況と違うということで。こういうような違いは確かに明らかにあると思うんですけど、EUの状況に関してはかなりよく似た側面があって、我々は学んでいく部分というのは相当大きいんじゃないかと思いました。

以上です。

【金本委員長】 特にお答えするようなことがあればですが。

【片山電力市場整備課長】 恐らく、日本とEUの最大の違いというのは、ガスのパイプライン網というのがきちり整備をされていて、一次エネルギーの供給と、あるいはその一次エネルギーのマーケットといったようなものが成立しているヨーロッパ、あるいは送電ネットワークで他国とつながっているヨーロッパ。それに対して、島国の日本というところが、一番物理的に置かれている状況としては違うということではないかと思いません。

恐らく、それがその安定供給とか何かということを考えていく上で、あと、どういうふうに考えていかなきゃいけないのかということでは、一番異なるところではないかと思えます。

私をご説明したEUの評価をそのまま読むと、確かに松村委員おっしゃっているとおりに見えるところもあろうかとは思いますが、背景になるものというのは、そういう事情の違いというのはあるんじゃないかなという気がいたします。

【金本委員長】　そういうところの詳細はこれから検討していただくということで、何せ、いろいろな要素があります。なかなか難しいところです。

武田さん、どうぞ。

【武田取締役】　3点ほどコメントさせていただきます。まず、PPSの立場から見ますと、事業者変更率に注目しています。、欧州は23ページに、米国は43ページに書かれていますが、どちらの場合も日本と比較すると、かなり高い数値ではないかと思えます。、事業者変更率の評価は、オールマイティではないという見解もあるようですが、非常に重要な指標であると思っておりますので、日本のこの極めて低い事業者変更率については、制度に何か要因があるのではないかという見方で評価をこれから進めていく必要があるのではないかと思います。

次に、自由化と安定供給の関係ですが、今日のご説明を聞いて、やはり欧州、米国とも、競争政策と安定供給をどうバランスをとってやるのかという点でいろいろ苦労しているということを感じました。ただ、欧州、米国とも自由化と安定供給は相反するというよりは、きちんとバランスを取って進めるべきであるという考えのもとに進んでいるという印象を受けました。

信頼度確保、安定性確保のためには、先ほど議論があった供給力の確保以外に、流通設備の確保と、適切な運用が必要であると思えます。今日のいろいろな説明を聞きますと、米国においては、信頼度基準をきちんと法的に義務化しようとしているとか　EUにおいても新指令を出そうとしているとか、独占状態にある流通設備については、その規制を強化する方向の動きがあるのではないかと思います。しかし、日本の現状を見ますと、流通設備の建設、運用が、かなり電力会社さんに依存している面がありますので、中立機関との役割分担にも関係するのかもしれませんが、きちんと見ていただく必要があるのではないかと思います。

最後になりますけど、26、27ページに、ヨーロッパのネットワーク部門の独立性の

評価がされていますが、日本を評価した場合、どの辺に位置づけられて、いつごろ、どこを目指していくのかという評価をしてみてもいいと思います。また、21ページに、HHI、市場集中度の評価がされていますが、ヨーロッパでは、国単位で算出しているようですが、日本でHHIを算出する場合、先ほど議論がありましたけども、日本全体を一つの市場として見ていいのか、連系線で分断されている状況を考慮して評価する必要があるのではないかなどをきちんと今後、議論して進めていただければと思います。

以上です。

【金本委員長】 特にお答えするようなことありますか。

【片山電力市場設備課長】 まさしく今、ご指摘になった点というのは、これから効率化の評価、あるいは個別制度改革の評価と、年明けでやるところでご議論をいただければと思っております。

【金本委員長】 そうです。最後の点は、競争の評価をするんだと、その最初のステップで市場確定というステップがありますので、それせずには始まらないということはあるかと思います。それをどこまでやるかというのを、またちょっとこれから検討するというところかと思いますが。

そろそろ時間ですが、ほかに何かございますでしょうか。

はい、じゃあ、横山さん、どうぞ。

【横山委員】 今、武田さんのほうから、アメリカのほうでも信頼度のルールで罰則のあるルールをつくられるんではないかという話ありましたけども、アメリカでは、私の理解では東地域と西地域ではわりと信頼度確保のポリシーに関する考え方というのは大きな差があると思うんです。そういう中で、このEROではどういうふうな信頼度基準の策定を行うのかというような、そういう具体的な話とか、その可能性とか、調査され、何か知見が得られたんでしょうか。

【岩野電力流通対策室長】 一言で申し上げれば、非常に思い悩んでおりましたというのが回答です。やはり、先生がご指摘のとおり、アメリカの中でも東と西、地域ごとに大分実態は違うものですから、基準は細かいところをしっかりと書けば書くほど、地域差が出てくることとなります。一方で、FERCがEROに求めているものは、公の場で明言しているかどうかは別として、できるだけ全米統一の基準をつくりたいということです。すごく素直に考えましたら、先ほど座長も、最大公約数ですか、本当に全米完全に共通ルールにすると、ごく基本的なことしか書けないかもしれないし、本当にそれでいいだろうか

というところは、彼ら自身が今迷っていて、現行の北米信頼度協議会の基準というのは、我々が日本の中立機関の基準とそんなに大きく差はないと私は認識しておりますけれども、このE R Oになってみたときに、彼らとその基準をそのままの形で、ほぼ同じようなイメージで挙げてくるのか、もうちょっと変えてくるのか、特に地域との関係ですね。今の北米信頼度協議会は下に10の地域信頼度協議会がございますが、そことの関係とかというところは、今後見ていかなければいけないのかなとは思っております。彼ら自身が今のところ、どうしようかなと言って悩んでいるという状況でございます。

【金本委員長】 岩野さんから先週聞いた話の受け売りに過ぎないんですが、ご存じのようにN E R Cというのは州ベースの人たちが集まっているという性格が強くて、連邦レベルで何かがちっとしたものあるというわけではないと。で、今回のそのE R Oというんですか、つくるのはそれを連邦レベルのちゃんとした機関にするという法律のようであります。これができてから全米でどうするかというのを考えるといったところですが、アメリカのような国ですから一筋縄ではいかんという、そんなところだろうと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、今日の議論はこれまでにさせていただきたいと思っております。いただいた議論はこれからの検討とりまとめに生かさせていただきます。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

【片山電力市場整備課長】 ありがとうございます。今後のスケジュールでございますが、資料5に書いてございますように、次回は年明け2月7日でございます。テーマは効率化に関する検証ということでございます。それから、2月24日には第6回ということで、一般電気事業者、それから、特定規模電気事業者の方々からのヒアリングということとを予定しております。そして、3月23日に個別制度改革に関する評価ということでございます。それから4月から、とりまとめといったような段取りということでございます。このあたりの日程につきましては、また、ご相談をさせていただければと思います。

【金本委員長】 それでは、活発なご議論、どうもありがとうございました。

了